



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されるなか、小中学校・公共施設等は休校・休館となり、様々なイベント等も自粛されております。皆様におかれましては、普段とはまるで違う状況の下、社会情勢の大きな変化に不安な思いを抱えられていることと存じます。また、インターネット等では多くの情報が発信されておりますが、誤った情報も確認されており、一部では混乱を招くこととなっております。

このレポートでは、皆様の不安な思いを少しでも拭えるように、様々な情報を掲載いたします。引き続き「密閉」「密集」「密接」の三密を避け、**ご自身とご家族をはじめ、社会全体を守る行動**をとるよう心掛けていただき、この難局を乗り越えられるよう、ご理解とご協力をお願いすると共に、私たち新世代も、この状況に応じた適切な対応に取り組んでまいります。何かご不明な点がございましたら、いつでもご連絡ください。

3月定例会 一般質問

●所有者不明土地の問題と解決について

近年、全国で所有者が判明しない土地や、判明しても連絡がつかない“所有者不明土地”が増加し、地域公益上の支障となる例が報告されている中、昨年6月1日に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（通称「所有者不明土地法」）が全面施行されました。

本市でも、空き地の所有者に草刈りを依頼しても返還されることもあり、所有者不明土地の扱いに苦慮しており、ゴミの不法投棄場となる土地も存在しています。そこで、この「所有者不明土地」への対応について質問しました。

大塚 法の施行による本市の対応について

市職員

これまで、公共事業において所有者不明土地により、進捗が困難となったことがありました。今後は、支障となる事態が生じた場合は、この法制度を適用し、事業が円滑に進められると考えます。

2月4日に「土地基本法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、人口減少社会での土地政策の再構築と地質調査のスピードアップに向け、課題解決を目指しています。



この事業は、所有者不明土地に対し土地所有権が設定できる事業です。周辺地域で不足している公益施設を整備する事業が該当し、土地所有権の存続期間は10年(延長可)までです。その他、民間企業等が地域のために行う公共的な事業も含まれ、所有者不明土地への有効制度です。関係各課にはこの制度を理解していただき、こうした案件に円滑に対応していただくことを要望しました。



大塚 「所有者不明土地法」における地域福祉増進事業について

市職員

この事業制度は、民間企業、NPO法人、町内会、地方公共団体等、誰でも行うことができる事業制度で、地域活動を熱心に行っている団体からの希望があれば、支援していきます。また適正に管理されない所有者不明土地に対して、非常に有効な制度だと考えます。都市計画課が窓口になりますが関係各部署と連携しこの制度を進めていきます。

主な対象施設は公園・緑地・広場・運動場・道路・駐車場・学校・公民館・図書館・社会福祉施設・病院・診療所・被災者の居住のための住宅・購買施設・教養文化施設(周辺で同種の施設が著しく不足している場合等に限る)。
※一定規模以上の建築物がなく、使われていない土地で行うことができます。

●新しいカラス対策について

カラスによるごみ荒らしの被害は、全国で大きな社会問題となっています。民間企業では、「カラス対策のコンサル」・「カラス追い払い音声の貸し出し」・「ごみ荒らしを防ぐ製品の販売」・「群れの誘導実験」などを行っています。間接的な防除では学習能力が高いカラスは慣れてしまので、もう一歩踏み込んだ新しい対策が必要だと考えます。そこで、本市のカラス対策について質問しました。

大塚 本市の新しいカラス対策について

市職員

最近では、カラスを不安にさせるカラスの鳴き声を用いた忌避装置の研究や、ごみ荒らし防止製品の開発が進められています。

本市では、カラスにとって住みにくい環境となるよう、エサとなる生ごみの減量や、カラス除けネット(10軒程度の世帯の集積地)の貸出し普及に取り組むことが大切と考えています。

併せて、カラス対策先進地などの情報を収集し、実施可能なものについては実証実験を行い、効果のある方法の研究を進めていきます。

カラス被害の状況は、市全体で多い時で50～80件ほどです。荒らされた現場の清掃には時間がかかり、業者が回収する時間も必要以上にかかります。こうした状況を改善するための新しいカラス対策、生ごみ減量、マナーの啓発、近隣市町村との対策協議会の実施を要望しました。

5月よりゴミ集積場にて試験的にカラスによるごみ荒らしの対策を実施します。このデータをもとに今後の運用を考えていきます。



コロナ 対応関連

★次の症状がある方は、必ず帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- (2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- (3) 高齢者や基礎疾患等のある方は、(1)又は(2)の状態が2日程度続く場合。

【相談対象者お問合せ先:TEL052-400-2499】9:00~17:00 <夜間・土日祝日も対応>

●新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国に拡大

4月16日、緊急事態宣言が全国へ拡大され、さらに愛知県は[特定警戒都道府県]に指定されました。感染拡大防止のため、登園・登校を控え、保育が必要な時間帯以外の利用をしないなど、更なる自粛要請を呼びかけます。

●保育園・小中学校・公共施設等の休校・休館・利用の自粛について

- ①小中学校及びたんぽぽ園(母子通園施設)→5月6日まで休校・休園期間
 - ②市立幼稚園(西枇杷第一幼稚園)5月6日まで休園 *ただし、預かり保育は実施
 - ③公立保育園、民間保育所、自主登校教室・放課後児童クラブ→5月6日まで登園及び利用の自粛
*期間中に自粛された場合は、日割り計算により利用料を減額
 - ④公共施設(清洲コミュニティセンター、市民センター、アルコ清洲、加ナバ 新川等)→5月6日まで休館
- お問合せ先：小中学校・自主登校教室・幼稚園については[学校教育課(南館1F)]、その他については[子育て支援課(北館2F)] TEL052-400-2911(代表)・FAX052-400-2963

●休日診療の変更について

- 西春日井東部・西部休日診療所・外科輪番→5月6日まで休止
- *休日の地域医療確保のため管内では、A 発熱・咳等呼吸器症状がある方、B 外科や一般的な救急診療の場合は、次の医療機関にて休日診療を実施。
- A の場合：はるひ呼吸器病院 住所：清須市春日流8番地1 TEL：052-400-7111
- B の場合：済衆館病院 住所：北名古屋市鹿田西村前111 TEL：0568-21-0811
- お問合せ先：消防本部総務課 担当 青木 TEL0568-22-4912・FAX0568-25-9600

●各種イベント等の中止について

花まつり・ちびっこ大集合・河川環境美化活動・織田信長公顕彰祭・尾張西枇杷島まつり→中止、公共施設での貸館受付業務→中止、市立図書館→休館(臨時貸出窓口等の業務も全て中止)、集団がん検診→中止、清須市国保特定健診→中止 ただし、女性がん検診、骨粗しょう症検診を除きます。

注)コロナ対策関連については、令和2年4月16日時点での確定情報です。

行政 ニュース

●「スマレポきよす」始動！

スマホアプリ「LINE」を活用し、市管理の道路・公園の不具合情報の提供を、市民の皆さまから受け付けます。(市管理の物でなかった場合は、管理者へ)

ご利用には、「清須市 LINE 公式アカウント」への友だち登録が必要です。その他の行政情報も配信されますので、ご登録の上、ぜひご利用ください。

道路の不具合を発見！



ここを
タップ



撮影例



近くから



遠くから

現場の画像は、近くからと遠くから撮影した2枚を送ってください。



友だち登録はこちらから

対応の流れ

市管理の道路・公園で陥没、ひび割れ、遊具の不具合を発見！

緊急の場合

市役所☎052-400-2911
まで直接ご連絡ください。

状況を撮影しLINEで、①画像②位置情報(又は住所や公園名)を投稿
※併せて、場所や状況説明に関するメッセージもお送りください。

人事秘書課・管理物の所管課が情報を確認

対応、経過観察等

市ホームページにて対応結果を公表(月1回)

●高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金制度について

高齢者の方を対象に、後付け「安全運転支援装置」の設置費用に対する補助金制度が始まりました。

申請受付期間：令和2年4月1日(水)～令和3年3月1日(月) (令和2年度限り)

対象者要件：市内にお住まいで、令和3年3月末で65歳以上の者、令和2年4月1日以降に安全運転支援装置を設置した者、自動車運転免許証を保有している者、など

対象自動車要件：安全運転支援装置の設置が可能で個人の用途に供するもの、車検証に「自家用」と記載され「使用者の氏名又は名称」が申請者の氏名であるもの、など

対象の安全運転支援装置：国交省認定の後付け急発進抑制装置

補助金額：費用の4/5(¥1,000未満切捨て) <上限¥32,000or ¥16,000 障害物検知機能の有無による>

申請方法等、詳しくは広報清須2020年4月号No.177をご覧ください。防災行政課(北館3階)

大塚よしゆき
清須をよくする会

新規サポーター
随時募集中です

〒452-0941 愛知県清須市西市場一丁目9-6

TEL・FAX：052-400-7937 CellPhone：090-2575-8456

MAIL：otsuka.yoshiyuki0712@gmail.com